

訂正のご案内



EL21953

平素は LEC 公認会計士課の教材をご利用頂き誠に有難うございます。

2021年5月向け一問一答問題集 企業法 (EL21804) に、以下の訂正事項がございますので、お知らせ致します。度々 訂正事項が生じたこと、心よりお詫び申し上げます。何卒よろしくお願い致します。

2021年5月向け一問一答問題集 企業法 (EL21804)

頁	箇所	誤	正
---	----	---	---

※以下、2021/4/13 に追加された訂正

142	問題 2 9	公開会社でない <u>株式会社</u> においては、・・・	公開会社でない <u>取締役会設置会社</u> においては、・・・
-----	--------	-------------------------------	-----------------------------------

※以下、2021/4/13 以前の訂正

141	問題 2 2	本肢は、取締役会設置会社において、 <u>株主提案権</u> が単独株主権とされている点が誤りである。 取締役会設置会社における <u>株主の提案権</u> は、少数株主権とされている (303 条 2 項)。 <u>提案権</u> を認めて株主の能動的な参加を促す必要がある一方で、その濫用により株主総会の開催が困難になる等の弊害を防止する必要があるからである。 なお、取締役会非設置会社における <u>株主の提案権</u> は、単独株主権である。	本肢は、取締役会設置会社において、 <u>議題提案権</u> が単独株主権とされている点が誤りである。 取締役会設置会社における <u>議題提案権</u> は、少数株主権とされている (303 条 2 項)。 <u>議題提案権</u> を認めて株主の能動的な参加を促す必要がある一方で、その濫用により総会の開催が困難になる等の弊害を防止する必要があるからである。 なお、取締役会非設置会社における <u>議題提案権</u> は、単独株主権である。
145	問題 3 9	305 条の <u>議案提案権</u> は、 <u>議案通知請求権</u> ともいわれ、 <u>304 条の議題提案権</u> と合わせて株主提案権と言われる。	305 条の <u>議案通知請求権</u> は、 <u>議案要領通知請求権</u> とも言われ、 <u>303 条の議題提案権</u> ・ <u>304 条の議案提案権 (議案提出権)</u> と合わせて株主提案権と言われる。
146	問題 4 0	<u>株主提案権</u> によって提出しようとする会計監査人を <u>解任</u> しないことに関する議案は、議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。〔令和元年改正〕	<u>議案通知請求権</u> によって提出しようとする会計監査人を <u>再任</u> しないことに関する議案は、議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。〔令和元年改正〕
147	問題 4 0	<u>株主提案権</u> によって提出しようとする①役員等 (取締役、会計参与、監査役又は会計監査人) の選任に関する議案、②役員等の解任に関する議案、③会計監査人を <u>解任</u> しないことに関する議案は、議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなすこととされた (305 条 4 項 1 号～3 号)。	<u>議案通知請求権</u> によって提出しようとする①役員等 (取締役、会計参与、監査役又は会計監査人) の選任に関する議案、②役員等の解任に関する議案、③会計監査人を <u>再任</u> しないことに関する議案は、議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなすこととされた (305 条 4 項 1 号～3 号)。
146	問題 4 2	取締役会設置会社において株主が議案通知請求権を行使する場合、提出しようとする 10 を <u>超えるの議案</u> のうち、	取締役会設置会社において株主が議案通知請求権を行使する場合、提出しようとする 10 を <u>超える議案</u> のうち、
147	問題 4 2	ここで、提出しようとする 10 を <u>超えるの議案</u> のうち、	ここで、提出しようとする 10 を <u>超える議案</u> のうち、
80	問題 6	<u>無権利者から善意でかつ重大な過失なく株券の交付を受けた者は、当該株券に係る株式についての権利を取得する。(2 年 I 4 7)</u>	<u>株券発行会社において株式の譲渡を第三者に対抗するためには、株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し又は記録する必要がある。</u>
455	問題 1 5	<u>〈正〉</u>	<u>〈誤〉</u>
198	問題 5 2	<u>監査役設置会社</u> であり、かつ大会社である公開会社は、社外取締役を置かなければならない。〔令和元年改正〕	<u>監査役会設置会社</u> であり、かつ大会社である公開会社は、社外取締役を置かなければならない。〔令和元年改正〕
199	問題 5 2	本肢は、「 <u>監査役設置会社</u> であり、かつ大会社である公開会社」という点が誤りである。 令和元年改正により、 <u>監査役設置会社</u> (公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。) であって・・・	本肢は、「 <u>監査役会設置会社</u> であり、かつ大会社である公開会社」という点が誤りである。 令和元年改正により、 <u>監査役会設置会社</u> (公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。) であって・・・